

障害者活躍推進計画

機関名	日高広域消防事務組合
任命権者	消防長
計画期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
日高広域消防事務組合における障害者雇用に関する課題	<p>日高広域消防事務組合は、職員定数92名の一部事務組合であり、職員募集は消防吏員のみで、事務職員として障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>また、組織には、在職中に疾病・事故等により障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）はいない。</p> <p>今後は、職員の高齢化等により、中途障害者となる職員が発生する可能性もあり、組織としての体制整備を確立する必要がある。</p>
目 標	
採用に関する目標	消防吏員は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の別表第1に掲げる除外職員であるように、今後も障害者に限定した募集、採用を行うことは困難と考えるが、職員採用試験における受験資格の身体要件を見直し、障害者である応募者を念頭に置いた職員の募集を検討する。
定着に関する目標	なし（今後、障害者である職員の定着率等のデータを把握する予定）
取 組 内 容	
障害者の活躍を推進する体制整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 2 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、中途障害者となった職員が在籍することとなった場合には、総務課内に障害者である職員の相談窓口を設置し、庁舎内掲示板等により周知する。 3 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3箇月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活支援相談員資格認定講習を受講させる。
障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	職員が中途障害者となり、従来の業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合には、円滑な職場復帰のために負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。
障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実行する。 2 募集採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 (2) 自力で通勤できることといった条件を設定する。

	<p>(3) 介護者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</p> <p>(4) 「就労支援機関に所属、登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</p> <p>(5) 特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。</p>
その他	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>